

務	00	01	10年
(令和14年3月末まで保存)			

施設 第655号

令和4年2月28日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察施設整備推進委員会設置運営要綱の制定について

青森県警察の施設整備については、「青森県警察施設整備推進委員会設置運営要綱の制定について」（令和2年3月11日付け会計1087号）及び「青森県警察本部庁舎改修・機能高度化推進委員会設置運営要綱の制定について」（令和2年3月11日付け会計1088号。以下合わせて「旧通達」という。）により総合的に審議し、計画的に推進しているところであるが、運営の効率化と業務の合理化を図るため、これら二つの委員会を統合して、別添のとおり「青森県警察施設整備推進委員会設置運営要綱」を定め、令和4年4月1日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

担当：施設課 菅 繕 係

別添

青森県警察施設整備推進委員会設置運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、青森県警察施設整備推進委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

第2 設置

- 1 警察本部に青森県警察施設整備推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会の下に青森県警察施設整備推進専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

第3 構成

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 委員長 警察本部長
 - (2) 副委員長 警務部長
 - (3) 委員 総務室長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、首席監察官、警察学校長、警務課長、会計課長、施設課長、その他委員長が指名する者
- 2 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、部会長には施設課長、副部会長及び部会員には、部会長が指名する者をもって充てる。

第4 任務等

- 1 委員会は、警察施設の整備について、総合的に審議し、かつ、計画的に推進することを任務とする。
- 2 専門部会は、警察施設の整備に関し、具体的事項について検討、調整することを任務とし、専門部会長は、その結果を定期又は随時に委員会へ報告するものとする。

第5 運営

- 1 委員長及び部会長（以下「委員長等」という。）は、それぞれの構成員について、必要に応じ、これを招集する。
- 2 議事は、委員長等が主宰する。
- 3 委員長等は、必要に応じ、構成員以外の者を指名し、意見を求めることができる。
- 4 委員会及び専門部会の庶務は、施設課において処理する。

新旧対照表

<p>【新】 青森県警察施設整備推進委員会設置運営要綱</p> <p>令和4年2月28日 施設 第655号</p>	<p>【旧】 青森県警察施設整備推進委員会設置運営要綱</p> <p>令和2年3月11日 会計 第1087号</p>	<p>【旧】 青森県警察本部庁舎改修・機能高度化推進委員会設置運営要綱</p> <p>令和2年3月11日 会計 第1088号</p>
<p>第1 趣旨</p> <p>この要綱は、青森県警察施設整備推進委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>この要綱は、青森県警察施設整備推進委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>この要綱は、青森県警察本部庁舎の改修及びこれに伴う機能高度化に関する効果的な推進を目的とした委員会の設置及び運営について、必要な事項を定めるものである。</p>
<p>第2 設置</p> <p>1 警察本部に青森県警察施設整備推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会の下に青森県警察施設整備推進専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。</p>	<p>第2 委員会の設置</p> <p>警察本部に青森県警察施設整備推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>第2 設置及び編成</p> <p>1 警察本部に青森県警察本部庁舎改修・機能高度化推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会の下に青森県警察本部庁舎改修・機能高度化推進専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。</p>
<p>第3 構成</p> <p>1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 委員長 警察本部長</p> <p>(2) 副委員長 警務部長</p> <p>(3) 委員 総務室長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、首席監察官、警察学校長、警務課長、会計課長、施設課長、その他委員長が指名する者</p>	<p>第3 委員会の構成</p> <p>1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。</p> <p>2 委員長は警察本部長とし、副委員長には警務部長をもって充てる。</p> <p>3 委員には、総務室長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、首席監察官、警察学校長、警務課長、会計課長、施設課長その他委員長が指名する者をもって充てる。</p>	<p>3 委員会及び専門部会の構成員は別表のとおりとする。</p>

<p>2 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、部会長には施設課長、副部会長及び部会員には、部会長が指名する者をもって充てる。</p>		
<p>第4 任務等 1 委員会は、警察施設の整備について、総合的に審議し、かつ、計画的に推進することを任務とする。</p>	<p>第4 委員会の任務 委員会は、警察施設の整備について、総合的に審議し、かつ、計画的に推進することを任務とする。</p>	<p>第3 任務 1 委員会は、青森県警察本部庁舎の改修及びこれに伴う機能高度化について、総合的に審議して基本的な方針を定め、かつ、これを計画的に推進することを任務とする。</p>
	<p>第5 委員会の運営 1 委員会は、委員長が必要と認めるときにこれを招集する。 2 委員会の議事は、委員長が主宰する。 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。</p>	
<p>2 専門部会は、警察施設の整備に関し、具体的事項について検討、調整することを任務とし、専門部会長は、その結果を定期又は随時に委員会へ報告するものとする。</p>	<p>第6 専門部会 1 委員会の下に青森県警察施設整備推進専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。 2 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。 3 部会長には、施設課長をもって充てる。 4 副部会長及び部会員には、部会長が指名する者をもって充てる。</p> <p>第7 専門部会の任務等 1 専門部会は、警察施設の整備に関し具体的事項について検討することを任務とする。 2 専門部会長は、専門部会を開催したときは、定期又は随時に委員長へ報告しなければならない。 3 専門部会の運営については、第5の規定を準用する。</p>	<p>2 専門部会の任務は次のとおりとし、その結果は、定期又は随時に委員会へ報告するものとする。</p> <p>(1) 委員会が決定した基本方針に基づく事業推進に関すること。 (2) 事業推進のための細部事項に関すること。 (3) 移転・引っ越し等の付帯事項に関すること。 (4) 総合的な企画、調整及び運用に関すること。</p>

<p>第5 運営</p> <p>1 委員長及び部会長（以下「委員長等」という。）は、それぞれの構成員について、必要に応じ、これを招集する。</p> <p>2 議事は、委員長等が主宰する。</p> <p>3 委員長等は、必要に応じ、構成員以外の者を指名し、意見を求めることができる。</p>		<p>第4 運営</p> <p>1 委員長及び部会長（以下「委員長等」という。）は、それぞれの構成員について、必要に応じ、これを招集する。</p> <p>2 議事は、委員長等が主宰する。</p> <p>3 委員長等は、必要に応じ、構成員以外の者を指名し、意見を求めることができる</p>						
<p>4 委員会及び専門部会の庶務は、施設課において処理する。</p>	<p>第8 庶務</p> <p>委員会及び専門部会の庶務は、施設課において処理する。</p>	<p>4 委員会の庶務は、施設課において処理する。</p>						
		<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">構 成 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員会</td> <td> 委員長：警察本部長 副委員長：警務部長 委員：各部（室）長 情報通信部長 首席監察官 警察学校長 警務課長 会計課長 施設課長 その他委員長が指名する者 </td> </tr> <tr> <td>専門部会</td> <td> 部会長：施設課長 副部会長：施設調査官 部会員：理事官 各部管理官及び企画補佐 その他部会長が指名する者 </td> </tr> </tbody> </table>	構 成 員		委員会	委員長：警察本部長 副委員長：警務部長 委員：各部（室）長 情報通信部長 首席監察官 警察学校長 警務課長 会計課長 施設課長 その他委員長が指名する者	専門部会	部会長：施設課長 副部会長：施設調査官 部会員：理事官 各部管理官及び企画補佐 その他部会長が指名する者
構 成 員								
委員会	委員長：警察本部長 副委員長：警務部長 委員：各部（室）長 情報通信部長 首席監察官 警察学校長 警務課長 会計課長 施設課長 その他委員長が指名する者							
専門部会	部会長：施設課長 副部会長：施設調査官 部会員：理事官 各部管理官及び企画補佐 その他部会長が指名する者							